

山口県指定 有形文化財

三木造十二面観音菩薩立像

昭和四四年二月四日指定
山口市朝倉町三番一四号

この観音像は、もと大林寺の後方の岩戸山にまつられていたものを、江戸時代にこの地に移したものである。

高さ九六五センチ、檜材の一木彫り、寄せ木造りの立像で、頭体部ともに二材を合わせ、内剣りを施してある。髪、眉、目に墨、唇、白毫に朱を塗るほかに彩色はない。

胎内背面に「治承二年戊戌四月十八日壬午申時始造之同閏六月十三日乙巳作畢 仏師僧禪忍十輪房生年四十一歳戊午年生人為滅罪生善極楽往生也」という墨書があり、治承二年（一七七八年）に禪忍十輪房が造ったことがはつきりする。藤原時代末の作で、造像年代、作者が明らかなることは珍しく、県下の彫刻史上極めて重要な資料として価値が高いものである。

開扉であるので、平時は拝することができない。

山口県教育委員会
山口市教育委員会